

平成30年度中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業における
評価項目及びその評価基準について

1 選考基準

別紙審査用紙により、各委員が評価項目に評価点を記載する。

2 決定方法について

- (1) 入札参加希望者から入札された価格及び技術等をもって、次の要件に該当する者のうち3に定める総合評価の方法によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。

ア 入札額が、予定価格の制限の範囲内であること。

イ 入札に係る技術等が入札の公告（これらに係る入札説明書を含む。以下同じ。）において明らかにした技術等の要求要件（以下「技術的要件」という。）のうち必須とされた項目の最低限の要求要件をすべて満たしていること。

- (2) 前項の数値の最も高い者が2者以上ある場合は、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めるものとする。

3 総合評価の方法

- (1) 入札価格及び技術等に対する総合評価の得点配分の割合は、次に規定するところによるものとする。

【得点配分】

総得点：300点

{	価格点：100点	
	技術点：200点	創造性、新規性など 100点(評価項目※1)
		価格と同等に評価できる項目 100点(評価項目※2)

- (2) 入札価格の評価方法については、入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じた値に100点を掛けて得た値とする。

$$\text{価格点} = (1 - (\text{入札価格} / \text{予定価格})) \times 100 \text{点}$$

- (3) 技術点の評価方法については、次のとおりとする。

ア 評価の対象とする技術的要件については、当該調達の実施の目的及び内容に応じ、事務、事業上の必要性等の観点から評価項目を設定し、これを必須とする項目とそれ以外の項目とに区分する。

イ 必須とする項目については、0点となっている項目が1項目でもあれば不合格とし、要求要件以上の部分については、評価に応じ得点を与える。

ウ 必須とする項目以外の項目については、項目ごとに評価に応じ得点を与える。

- エ 各評価項目に対する得点配分は、その必要度・重要度に応じて定める。
- オ 創造性又は新規性の価格と同等に評価できない項目の内容の履行を確保する観点から、価格と同等に評価できる項目についての評価を行うものとする。
- カ 複数の評価者が評価を行うため、各評価者の評価結果(点数)を合計し、それを平均して技術点を算出する。

- (4) 価格及び技術等に係る総合評価は、入札者の入札価格の得点に当該入札者の申込みに係る技術等の各評価項目の得点の合計を加えて得た数値をもって行う。